

## プロフィットシェアリングの考え方

### 1 プロフィットシェアリングの対象

運営段階における各事業年度の PFI 事業者の利益（自主事業に係るものを含む税引前当期利益をいう。以下同じ。）

### 2 具体的な取り扱い

各事業年度の利益（以下「実績値」という。）が、県と PFI 事業者との間で予め合意する各年度の事業計画上の利益（以下「計画値」という。）を上回る場合、実績値と計画値の差額について、次のとおり取り扱う。

- (1) 差額のうち、計画値の 15%以下の部分については、全て PFI 事業者に帰属することとする。
- (2) 差額のうち、計画値の 15%を超える部分については、その超える部分の 80%は PFI 事業者に帰属し、20%は県に帰属することとする。

#### <プロフィットシェアリングのイメージ>

税引前当期利益

